



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2011.01.15

ニッセイ／パトナム・インカムオープン 追加型投信／海外／債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター： **0120-762-506**

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ：<http://www.nam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券(一般)	年4回	北米	なし

商品分類および属性区分の内容については、
社団法人投資信託協会ホームページ <http://www.toushin.or.jp/> にてご確認いただけます。

委託会社の情報 (2010年11月末現在)

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の 合計純資産総額	2兆138億円

- 本書により行う「ニッセイ／パトナム・インカムオーブン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年1月14日に関東財務局長に提出しており、平成23年1月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名: インカム)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に米ドル建ての米国国債、モーゲージ証券、社債、ハイイールド債および外国債を投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

① 米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

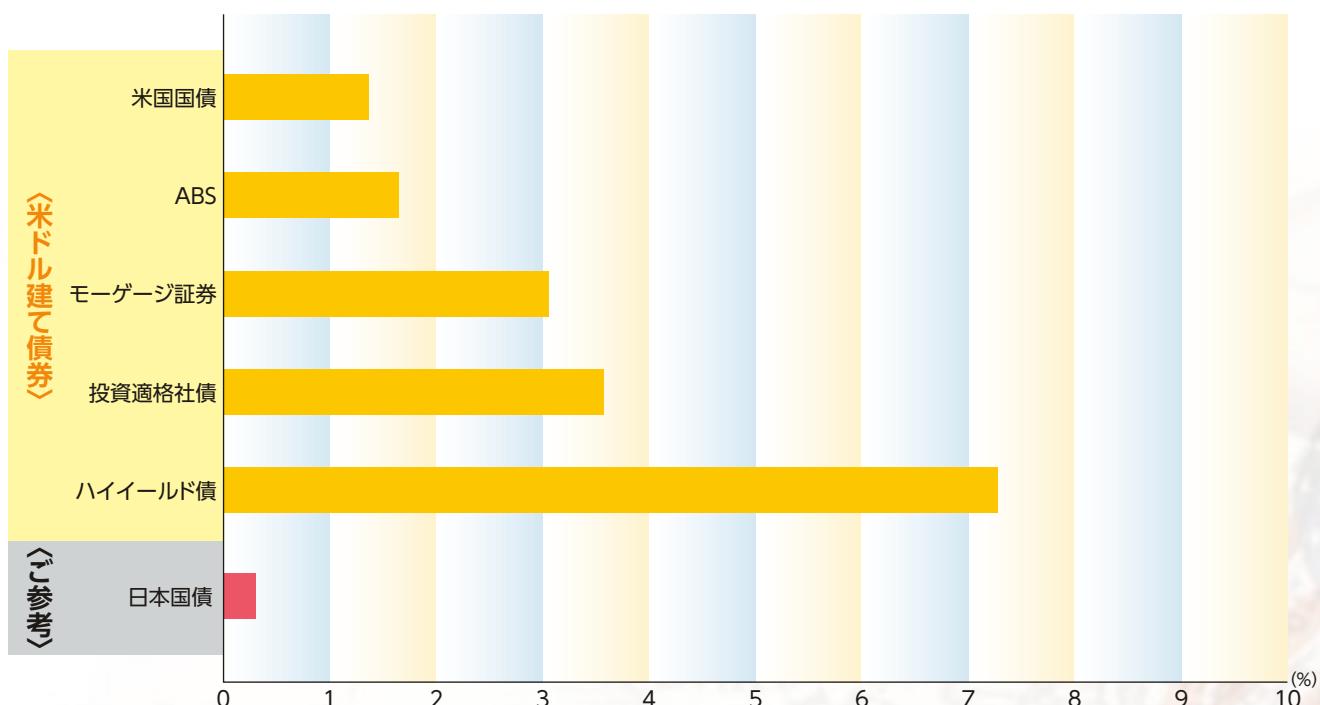
- 米ドル建ての多種多様な債券(米国国債、モーゲージ証券、米国社債、ハイイールド債、米国外公社債等)を投資対象とし、戦略的な資産配分と業種・銘柄を選択し幅広く分散投資することで、長期的な収益の獲得をめざします。
- バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)^{*1}から信託報酬相当分(年率1.5%)を控除した数値を参考指標^{*2}とし、長期的観点からこれを上回ることを目標とした運用を行います。

※1 バークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスは、米国の投資適格固定利付債券市場を対象とし、国債、社債、モーゲージ証券、ABSを含む総合的な債券インデックスで米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。バークレイズ・キャピタルは当ファンドとは何ら関係なく、ファンドの運用成果等に対して一切の責任を負うものではありません。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建ベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。

※2 ファンドは、当該参考指標との連動性をめざすものではありません。

〈主な米ドル建て債券の利回り水準〉

2010年10月末現在



出所)ブルームバーグ、バークレイズ・キャピタルのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・米ドル建て債券(米国国債・ABS・モーゲージ証券・投資適格社債・ハイイールド債)の利回りは、バークレイズ・キャピタル社・債券インデックスの種別指数の利回りです。日本国債の利回りは5年国債の利回りです。実際のファンドに組入れられている債券の利回りではありません。

! 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

②分散投資・高格付債への投資により、信用リスクをコントロールします。

- 幅広く分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

〈主な債券分類表〉

米国国債	米国政府が発行する債券で、2010年10月末の格付は、AAA(S&P)／Aaa(Moody's)です。
モーゲージ証券	住宅ローンなどの不動産ローンを証券化したもので、通常、米国政府や政府関連機関等が保証するなど、信用補完されており信用力が高い債券です。
A B S	ABSとは、Asset Backed Securities(資産担保証券)の略で、自動車ローン、クレジットローンなどの金銭債権を証券化したものをいいます。
投資適格社債	企業が発行する、格付がBBB格以上の債券です。一般的に格付が高い債券ほど元本・利払いの安全性が高いと見なされますが、利回りは低くなります。
ハイイールド債	社債の中で、格付がBB格以下のものです。信用リスクが高い分、相対的に利回りは高くなります。「ニッセイ・パトナム・インカムオーブン」ではリスクを低減する観点からその組入比率を15%以内にとどめています。

- 投資適格債の組入比率を85%以上(ハイイールド債の組入比率は15%以下)、組入債券の平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチ*を行うことで、信用リスクの低減を図ります。

* クレジットリサーチとは、個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことです。

〈債券の格付について〉

格付	S&P	Moody's
高い 投資適格	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
低い 投機的	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C —

出所) S&P、Moody'sの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成
・格付の符号については一部省略して表示しています。
・債券の格付とは債券の元本、利息の支払の確実性の度合を示すもので、信用格付業者(S&PやMoody's等)が各債券の格付を行っています。

③ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

- ファンドは、運用指図に関する権限*を米国ボストンで資産運用業を行う「パトナム・インベストメンツ」のグループ会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー」に委託します。

*ただし、国内短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

〈パトナム・インベストメンツの概要〉 平成22年9月末現在

- パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。
- 運用資産は約1,197億ドル(約10兆円)、投信残高は約648億ドル(約5兆円)の規模を誇ります。
- 設定済み投信は70本以上、投資家数は約500万人にのぼります。
- ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を143名有しています。

④原則として、為替ヘッジ^{*}は行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

！為替相場の状況によって、基準価額および収益分配金の額が変動します。

⑤3ヵ月毎に分配金をお支払いすることをめざします。

- 1・4・7・10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日として、3ヵ月毎に分配を行う方針です。



！運用状況によっては、分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。

◎主な投資制限

株 式	株式等への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資には、制限を設けません。

◎収益分配方針

- 分配対象額は、利子等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。



2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
	期限前償還 リスク	モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあります。これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

■ 後記「3.運用実績」の「年間收益率の推移」も一緒にご覧になり、リターンの散らばりの程度についてご確認ください。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、投資リスクを管理するため以下の体制をとっています。また、運用委託先の運用方針および運用執行状況等についてモニタリングを行っています。

- ① 運用リスク管理担当セクションが、以下の通り管理を行います。

- ➡ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当セクションに日々連絡するとともに、月次の考查会議で報告します。
- ➡ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当セクションに連絡するとともに、月次の考查会議で報告します。

- ② 運用担当セクションは上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

■ 上記管理体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



3. 運用実績

2010年10月末現在

● 基準価額・純資産の推移



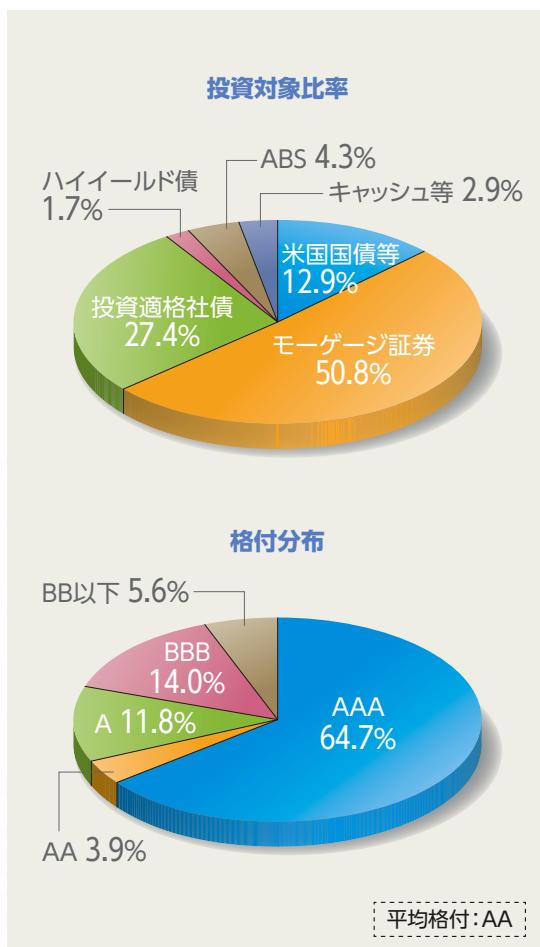
・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

● 基準価額および純資産総額

基準価額	5,242円
純資産総額	2,067億円
● 分配の推移 1万口当り(税引前)	
第45期	2009年10月15日
第46期	2010年1月15日
第47期	2010年4月15日
第48期	2010年7月15日
第49期	2010年10月15日
直近1年間累計	205円
設定来累計	4,345円

● 主要な資産の状況



・上記グラフはすべて対外貸建資産総額比です。

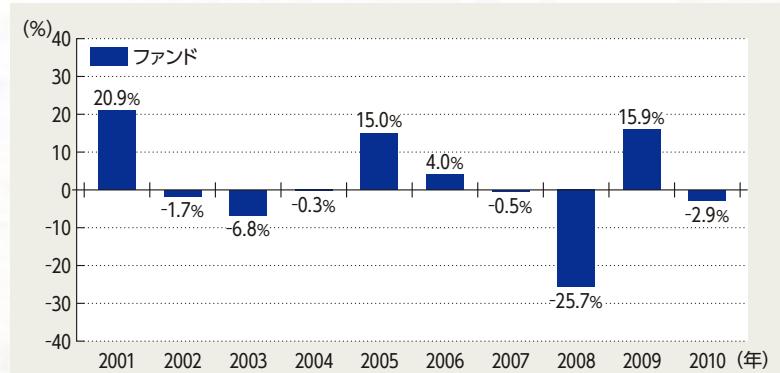
・格付は、S&P、Moody's、Fitch等のうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でのファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

● 組入上位銘柄

	銘柄	種別等	償還日	クーポン	比率
1	フレディマック	モーゲージ証券	2040年11月1日	4.00%	5.2%
2	米国国債	国債	2012年5月31日	0.75%	4.1%
3	米国国債	国債	2016年5月15日	5.13%	3.3%
4	米国国債	国債	2018年11月15日	3.75%	2.5%
5	コマーシャル・モーゲージ	モーゲージ証券	2049年12月1日	5.81%	2.1%
6	モルガン・スタンレー・キャピタル	モーゲージ証券	2049年6月1日	5.88%	1.8%
7	米国国債	国債	2038年5月15日	4.50%	1.7%
8	メリルリンチ・モーゲージ・トラスト	モーゲージ証券	2043年8月1日	5.74%	1.1%
9	メリルリンチ・モーゲージ・トラスト	モーゲージ証券	2038年7月1日	5.05%	1.0%
10	米国国債	国債	2015年2月28日	2.38%	0.9%

・比率は対純資産総額比です。

● 年間收益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2010年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。



4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位あるいは1万口単位(販売会社によって異なります)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
購入の申込期間	平成23年1月15日(土)～平成24年1月13日(金) ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受けた申込みの受け付けを取消すこともあります。
信託期間	無期限(設定日:平成10年7月31日)
繰上償還	受益権の口数が当初設定口数の10分の1(33億3,098万口)または30億口を下回ることとなった場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還せることができます。
決算日	1・4・7・10月の各15日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2兆円とします。
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(http://www.nam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	委託会社は4・10月の決算後および償還後に運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

○ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%(税抜2.5%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。															
換金時	信託財産留保額	ありません。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.575%(税抜1.5%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。 信託報酬率(年率)の配分(括弧書きは税抜表示)															
		<table border="1"> <thead> <tr><th>販売会社毎の純資産総額</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>2,000億円超 の部分</td><td>0.7350% (0.70%)</td><td>0.7350% (0.70%)</td><td>0.1050% (0.10%)</td></tr> <tr><td>1,000億円超 2,000億円以下 の部分</td><td>0.7875% (0.75%)</td><td>0.6825% (0.65%)</td><td>0.1050% (0.10%)</td></tr> <tr><td>1,000億円以下 の部分</td><td>0.8400% (0.80%)</td><td>0.6300% (0.60%)</td><td>0.1050% (0.10%)</td></tr> </tbody> </table> <p>●委託会社の報酬には、運用委託先への運用指図権限の一部委託に関する報酬が含まれます。</p>	販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	2,000億円超 の部分	0.7350% (0.70%)	0.7350% (0.70%)	0.1050% (0.10%)	1,000億円超 2,000億円以下 の部分	0.7875% (0.75%)	0.6825% (0.65%)	0.1050% (0.10%)	1,000億円以下 の部分	0.8400% (0.80%)	0.6300% (0.60%)
販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社														
2,000億円超 の部分	0.7350% (0.70%)	0.7350% (0.70%)	0.1050% (0.10%)														
1,000億円超 2,000億円以下 の部分	0.7875% (0.75%)	0.6825% (0.65%)	0.1050% (0.10%)														
1,000億円以下 の部分	0.8400% (0.80%)	0.6300% (0.60%)	0.1050% (0.10%)														
毎日	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.042%(税抜0.04%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。															
毎日	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。															

!
当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

○税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税され、その税率は普通分配金に対して10%となります。
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税され、その税率は換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%となります。

●上記は平成22年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

●法人の場合は上記とは異なります。

●投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

!
税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認されることをお勧めします。